

令和5年度 事業計画書

大仙市では、人口減少と少子・高齢化が進行する中で、多様な生活課題を抱え支援を必要とする方々が増加している反面、地域活動の担い手不足などによって住民の相互扶助機能は低下の一途をたどっており、また近年では自然災害による社会的不安の顕在化や新型コロナウイルス感染症の影響によって生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動などにも大きな影響を与えています。

こうした中で、社協会費や共同募金の減少、収益事業の柱である介護部門の利用者の減少などによって単年度収支の赤字が常態化している本会の今後の経営においても、時代の変化に合わせた、また、「地域福祉、総合相談・権利擁護、介護・生活支援サービスという各部門を持ち、地域住民ボランティアをはじめ多様な福祉関係者などつながっているという社協の強み」を最大限活かすため、部門を超えた連携による、経営基盤強化に向けた新たな戦略が必要となってきています。

今年度は、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による「地域共生社会」の実現を目指すため、市と協同で策定した「第4次大仙市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画」の最終年となることから、市との連携による計画の着実な実行に努めます。

また、経営基盤を強化することで社協が福祉のセーフティネットとしての役割を果たしていくべく、「経営改善計画・行動方針」(令和4年度～令和11年度)に基づいた取組を進め、今年度は短期目標(令和4年度～令和5年度)の進捗状況を整理し、課題については進行管理プロジェクト会議等で協議し、着実な実行に努めます。

両計画の取組については、社協の使命・経営理念・基本方針について評議員、役員及び全職員が共通認識を持ったうえで進める必要があることから、以下のとおり社協の使命・経営理念・基本方針を定めます。

○使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

○経営理念

本会は、この使命を達成するために以下の理念に基づき事業を展開する。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることのできる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築

- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

○基本方針

本会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づいて以下の基本方針により経営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

○事業展開の基本的考え方

本会は、「連携・協働の場」として地域住民の複合化・多様化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な地域関係者と協働してつくることを目的に、各部門間における相互連携の強化を図りながら、具体的な事業展開をする。

I 法人運営部門

- ①理事会、評議員会、各委員会、役職員研修会等の開催
- ②財務運営・管理
- ③自主財源確保などのための経営改善・重点事業担当の配置
- ④リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- ⑤計画的な採用・異動・キャリアパス等の人事管理
- ⑥研修・能力開発等による計画的な人材育成
- ⑦労働法制に基づいた適切な労務管理
- ⑧「経営改善計画・行動方針」の進行管理及び見直し
- ⑨法人としての災害時対応とBCP(事業継続計画)の策定・推進
- ⑩広報戦略、SNS等を活用した本会の情報発信 等

Ⅱ 地域福祉部門

地域福祉部門では、住民や各関係機関・団体と協働で地域の福祉力を高めていくために、必要な事業はこれまで以上に充実強化を図り、また新規事業や行政等からの新たな受託事業に取り組むなど、限られた職員体制の中でも評議員や役員、ボランティアなどあらゆる関係者と力をあわせ、積極的な事業展開を図ります。

今年度は、最終年度となる第5期地域福祉活動計画を総括するとともに、令和6年度からの第6期地域福祉活動計画の策定年度にあたることから、経営改善計画・行動方針との整合性も図りながら策定を行います。

また、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴い、様々な地域で活動の再開が見込まれることから、市や関係機関等と密接に連携し、感染拡大防止対策を取りながら、各種事業を柔軟に進めます。

1. 「つながろう！」地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

① ゆいゆい交流会助成事業

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ、経費の一部助成を行います。この交流会は、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、高齢者の介護予防・引きこもりの防止を目的として行います。

② ふれあいサロン事業

町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。社協は、地域での自主新規サロンの立ち上げや既存の社協主導の定例サロンの自主化に向けての支援、既存の自主サロンの側面支援などを進めます。

③ 無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて講師となる職員を派遣します。

④ レクリエーション用具の貸出

地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。

⑤ サロンお助けバンク

ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり、披露する団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。

⑥高齢者等交流事業

地域ごとに高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション、買い物などの交流会を実施します。

⑦男性料理教室

男性が一人で調理できるように、関係機関の協力を得て、全地域での開催を目指します。参加者が食事を共にすることで交流の場にもつなげます。

⑧地域の独自事業

○ふれあいサロン祭り(神岡)

神岡地域のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

○笑顔あふれるわくわくふれあいサロン(仙北)

仙北地域住民を対象に、冬期間の閉じこもり予防と交流を目的に、柵の湯を会場に集いの場を開催します。

2. 「育てよう！」地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

①ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるように体制を整えます。

②ボランティア講座の開催

様々な技術や人のネットワークを持つ方々を対象に、社協の各事業などで即戦力として活動していただくための総合的なボランティア講座を開催します。

③災害ボランティアセンターの運営

市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災時に備え、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。

④ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。あわせて、サロンお助けバンクへの加入を進めます。

⑤除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。

⑥サマーショートボランティア事業

小・中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。また、より多くの児童・生徒が活動できるよう、市内の社会福祉法人等と連携して新規受入施設の開拓を進めます。

⑦バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中・高校生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業(体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験)を行います。

また、実施にあたっては各疑似体験の事前説明や児童・生徒を補助する市民ボランティアを募り、市民の意識を高める機会につなげます。

⑧小・中学校向け福祉の出前講座

「私の住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業を交えながら、次代を担う子どもたちに対して講話を行います。

⑨福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域ごとに小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。

⑩市内の社会福祉法人との連携

地域における公益的な取り組みの役割を担う社会福祉法人と連携・協働し、長年培ってきたノウハウや専門性、有する資源を提供していただく仕組みづくりを進めます。地域の福祉ニーズをまとめ、協力してほしいメニューを各法人に提供し、参加を呼び掛けます。

今年度は、参画法人との間で、連絡会議を必要に応じて開催します。

⑪市内のロータリークラブとの連携

「災害時及び平時における協力に関する協定」に基づき、市内の4ロータリークラブ(大曲、大曲南、大曲中央、大曲仙北)と、市内で自然災害が発生した際の被災地及び被災者への支援など速やかにかつ効果的に行えるようにするとともに、平時においても地域福祉の発展や人材育成につながるための連携、協力を進めます。

3. 「支え合おう！」誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します

①小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、何らかの支援が必要な気になる世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。きめ細やかな支援ができるように、行政や関係機関、事業者等と情報の共有と連携を強化し、ネットワークの質を高めます。

②福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」の除雪対象世帯の調査を行います。

また、「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

③福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・地域福祉関係機関等連絡会
- ・各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・地域ケア会議への出席
- ・防火診断(広域消防と協力)の実施

④福祉員活動の推進

地域福祉のアンテナ役として、地域や町内ごとに福祉員を委嘱します。

福祉員は、身近な生活課題を早期に発見し、社協や民生児童委員につなげる橋渡し役としての活動や社協会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。

そのため民生児童委員など地域の世話役との連携体制構築の形を検討します。

また未設置地域への設置に関しては、年次計画をたて段階的に解消していきます。

⑤お隣ネット活動

地域の見守り等が必要な世帯(緊急通報システム設置世帯等)に対し、民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換、緊急時対応の確認を行います。

⑥ふれあいコール〔市受託〕

緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあいコール」を行います。また、年間を通してふれあいコールの市民ボランティアを募集し、地域の福祉力を高めていきます。

⑦福祉のまちづくり委員会

福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、くらしサポート協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

⑧町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図るとともに、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

⑨生活支援体制整備事業〔市受託〕

くらしサポート協議会委員のそれぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して、住民主体の支え合い活動を進めます。今年度より生活支援コーディネーター業務も受託し、社会福祉協議会の地域福祉活動とも連携し進めます。

⑩結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。

また、結いっこサポーター・社協職員による定期的な気になる世帯への巡回声掛け訪問活動を実施します。

⑪身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード(室内用・携帯用)を、希望者へ配布します。あわせて、地域での交流の場や関係団体等との連携により、事業の周知を強化します。

また、年数経過等のため記載内容に変更が生じたカード保持者には、希望によりカードの更新を行います。

⑫地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

また、助成金の原資である赤い羽根共同募金の募金実績が減少してきていることから、助成団体に対して社協活動への理解を深めてもらい、各団体の集まりやイベント等で共同募金運動への協力体制の充実を図ります。

⑬地域の独自事業

○ふれあい事業(協和)

90歳以上の高齢者と76歳以上の一人暮らし高齢者の方へ弁当を届けます。弁当の掛け紙は、協和小学校児童が作成し、協和中学校生徒が書いた手紙を添えて市民ボランティアと民生児童委員が配達を行います。

4.「受け止めよう！」あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります

①社協の福祉相談事業

障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。また、若者向けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。

②高齢者等相談支援事業〔市受託〕

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談(年12回)、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談(年3回)を実施します。

③生活困窮者自立支援事業〔市受託〕

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

生活のやりくりの問題を抱えている世帯に対しては、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援プランを作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再建を支援します。

また、随時支援調整会議を開催し、生活困窮者への支援プランについて、関係機関と検討、共有、評価を行います。

④食料支援事業

コープフードバンク、日本郵便(株)秋田東部地区連絡会仙北西部会(11郵便局)、社協本所並びに各支所に設置されたフードドライブポストを通して集められた食料品等を、福祉的ニーズを抱えている方や市内の子ども食堂などにも支援物資として提供します。

⑤重層的支援体制整備事業〔市受託〕(新規)

○多機関協働事業

複雑化した事例に関して、関係機関の抱える課題の把握、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理などの事例全体の調整を行います。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(アウトリーチ等事業)

長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりを行います。

○参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人のため、既存の社会資源の拡充を図る等、ニーズに合った支援メニューを作りマッチングするとともに、本人と受け入れ先へのフォローアップ等を行い、社会とのつながりに向けた支援を行います。

⑥生活困窮者支援等のための地域づくり事業〔市受託〕(新規)

○地域住民のニーズ・生活課題の把握

町内会長等会議で、地域住民のニーズや生活課題、それらに対する社会資源の状況などについて、実態把握を行います。

○地域住民の活動支援・情報発信等

福祉員研修会などの機会を活用し、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行います。

○地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が属性や世代の垣根を超えて、地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場(ふれあいサロン等)を設置・運営します。

○地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域福祉関係機関等連絡会や市内の社会福祉法人との連絡会などをはじめ、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て、社会に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取り組みを行います。

5. 「届けよう！」 必要とする人に適切な福祉サービスを届けます

① 食の自立支援事業〔市受託〕

利用者宅に定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。

② 日常生活自立支援事業〔県社協受託〕

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをします。

また権利擁護センター事業として、成年後見事業への移行が必要と思われる方のスムーズな移行について支援します。

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。

○日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。

○書類等の預かりサービス

預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。

③ たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。また、滞納者への督促の早期対応などを行い、新たな資金貸付のための財源確保に努めます。

④ 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託〕

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。

また、新型コロナウイルス特例貸付の償還開始に伴い、債権管理業務の体制を整えるとともに、償還指導及び生活状況の把握や償還免除・猶予への対応、借受人に対する生活相談、就労支援など、関係機関と連携し進めます。

⑤ 広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を市内全世帯へ配布し、地域の福祉情報の発信を進めます。

⑥ ホームページ、SNSなどによる広報の充実・強化

インターネットを活用し、社会福祉協議会の福祉サービスや福祉活動などを紹介するため、ホームページをリニューアルするとともに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)活用に取り組みます。

事務局内にホームページ&SNS プロジェクトチームを立ち上げ、アクセス増や収入増の取り組み、紙ベース処理の事務削減につながる取り組み、バナー広告募集の実現などの目標達成に向けて各取り組みを実践していきます。

⑦ コミュニティFMの活用

赤い羽根共同募金運動の周知や災害発生時における災害ボランティアの募集などの様々な社協の情報をラジオ放送を活用して発信します。

⑧ 社会福祉大会の開催

福祉活動にかかわる関係者が一堂に会し、「地域のみんなで支え合うぬくもりのあるまちづくり」を目指して開催します。(令和5年10月11日開催)

⑨車いすの貸出

短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。

⑩歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○見舞金等の贈呈事業

要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。

○ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者約2,400世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。

⑪権利擁護センター事業(新規)

身近な地域において成年後見制度に関する相談を受け、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めていく体制づくりとして権利擁護センターを開設し、法人後見事業に取り組むことで権利擁護体制の構築を図ります。

⑫地域の独自事業

○福祉講座(西仙北)

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉講座を開催します。

○ふれあい花壇交流事業(西仙北)

ふれあいセンター内でボランティアや老人クラブ、地域住民の協力を得て、花壇づくりを行います。

○火災警報器設置(中仙)

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○紙おむつ援助事業(仙北)

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

Ⅲ 介護サービス部門

要介護状態になっても住み慣れた地域で生活し続けられるように、医療機関や高齢者包括支援センター、他サービス事業所等と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点となって提供します。

本会の収益事業の柱である介護部門の収益増を図るため、今後もケアマネジャー1人当たりの担当件数と訪問介護員の平均稼働時間を増やす取組みを進めるため、研修や加算の取得に力を入れ、訪問介護スケジュールの空き情報などをホームページに載せていきます。

また、利用者の減少や人員の不足により、令和4年度をもって訪問入浴事業を廃止します。将来的な経営の安定を図るため、居宅介護支援事業所と訪問介護事業のサテライトの令和6年度統合に向けて検討を行います。

「住民のニーズに応える事業、活動を実施する」という社協の原点に立って、地域の福祉ニーズに応じたサービスを展開していく必要があることから、令和4年度には「ちょっとサービスのリニューアル」を行い好評を得ることが出来ました。

令和5年度は、「オーダーメイドのミニ介護教室」と銘打ち、地域の皆様に簡単な介護のコツを学んでいただく機会を設け、介護に関する悩みや不安、愚痴をしっかり受け止めることで、より良い介護環境を提供するように努めていく予定です。また、ホームページに介護の知識を1分程度にまとめた動画を作成し、シリーズ化することで、社会福祉協議会の介護部門としてのPRと併せて、「身近でいつでも相談に来られる社協」と思ってもらえるようにしていきます。

1. 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①訪問介護事業

利用者が可能な限りその人の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問しサービスを提供します。

職員が個々に研修目標をたて、引き続き質の高いサービスを提供できるように、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

②居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し、利用者の自立支援を行います。

③要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

④介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメントプラン作成(大仙市から受託)
要支援と認定された方やチェックリストで総合事業対象者と認められた方が、要介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防ケアプランや介護予防ケアマネジメントプランを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

2. 障害福祉サービス等

法令を遵守し、障がいの状態に応じて対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護

利用者や家族の要望に合わせたサービスを行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援護については、外出時の利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

②地域生活支援事業(大仙市から受託)

障がい者の安心、安全を第一に考えた外出支援を行います。

③特定相談支援事業、障がい児相談支援事業

障がい児・者、ご家族からの相談に応じて障害福祉サービスの利用をはじめ、必要な情報の提供や助言などを行い、地域の様々な繋がりを活用しながらご本人の自立した生活に向けた支援を行います。

3. その他

①ちょっとサービス

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯、核家族化で支援が得られない子育て中の主婦などに対象を拡げ、調理や掃除、買い物、病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

昨年度導入したワンコインサービスも利用者の好評を得ており、今後もPRを重ね、利用者の在宅での生活を支援します。

②介護入門講座実施事業(大曲仙北広域市町村圏組合から受託)

令和5年度も介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務を行ううえでの不安を払拭するための基本的な知識を身につけていただく研修を実施します。

③「オーダーメイドのミニ介護教室」他(新規)

地域の皆様に、より良い介護環境を提供するため、簡単な介護のコツを学んでいただく機会を設け、介護に関する悩みや不安、愚痴をしっかり受け止める場

を提供します。

また、ホームページに介護の知識を1分程度の動画にし、シリーズ化していくことで、地域の皆さまに情報提供していきます。

IV 高齢者包括支援センター(南部・協和)部門

大曲仙北広域市町村圏組合から旧大曲の南部地域と協和地域を受託しています。高齢者の様々な相談に応じながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。介護サービスに限らず、地域の公的なサービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

1. 受託業務内容

(1) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他状況に応じ、選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行い、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

② 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用へつなぐなどの支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

医療機関を含めた関係機関と連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携や地域における様々な社会資源を活用できるよう支援します。

また、地域のケアマネジャーへ困難事例対応などの個別相談により後方支援を行います。

定期的な地域ケア会議や必要に応じた個別ケア会議の開催によりネットワークの構築や地域づくりを推進します。

④ 認知症総合支援事業

1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。認知症カフェの継続的な運営支援や認知症の方を支える地域のつながりを支援し、認知症の方への支援や家族の負担軽減を図ります。

(2) 任意事業

地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。認知症の正しい理解や認知症の方への接し方などについて学び、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。認知症に関する広報・啓発活動を行います。

2. その他の地域支援事業への積極的な関与と参加協力

大曲仙北広域市町村圏組合が行う地域支援事業及び諸会議への参加や大仙市が行う認知症地域支援事業への参加、協力するとともに、大仙市と連携をとり業務を行っていきます。また、定期的に行われる専門職ごとの会議やその他の諸会議に参加していきます。

3. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業所へ委託します。